

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第卷一十五第

月八年五十和昭

哀辭 故財部教授遺影署名及原稿

論叢

支那の農家負債と農地の抵押……………經濟學博士 八木芳之助
水産資源の保全について……………經濟學博士 蜷川虎三

時論

東亞新秩序建設と新國民政府の發展性……………文學博士 矢野仁一

研究

民國初期の兌換券……………經濟學士 徳永清行
自由貿易主義の吟味……………經濟學士 岡倉伯士

記事

財部教授逝く
故財部教授年譜及著書論文目錄

追憶文

神戸 正雄 本庄榮治郎 蜷川 虎三
木村喜一郎 吳文炳 宗藤 圭三
青盛 和雄 松岡孝兒 石川 興二
黒正 巖 藤本幸太郎 谷口 吉彦
岡崎 文規

附錄

彙報

外國雜誌論題

水産資源の保全について

——水産資源論の一課題——

蜷 川 虎 三

水産資源は水界をその棲育場所とする生物より成る資源である。その意味において、水産資源が水界資源であることは斷るまでもないが、水界資源は必ずしも水産資源ではない。水界において生物以外になほ水中の含有成分を採取することも出来ればまた水力の利用も可能である。更に水底の砂礫泥土並にその含有物質の利用も考へられる。その限りにおいて水界資源は必ずしも水産資源のみではない。現に製鹽の如きはわが國において重要な水界産業であり、水界資源としての鹽は内地、關東州、滿洲、支那の沿海において殊に戰略的資源の意味から重要視されねばならぬ性質のものである。しかし現在のところでは、鹽以外に水中の含有物質の利用は實際化されず、水力の利用を除いては水界資源として擧げらるべきものは少く、専ら水産資源に限られるがゆゑに普通には水界資源も水産資源も區別なく用ひられるが、資源を問題にする限りこれを明らかに區別して置くことが便利であり且つ必要である。

資源とは一般に國民經濟にその物質的基礎を授けるところの自然を指すものに他ならないが、これを問題にす

る所以はこれが保護・培養・獲得・開發・利用を目的とすることに在るから、かかる目的を満足する形において資源が扱はれねばならぬことは當然である。資源の分類區別の如きもかかる見地より必要でありまたその實益があるといはねばならぬ。しかし通俗的な意味においては資源は種々に解されその區別も區々で別に嚴密な基準が與へられてゐる譯ではないが、若し一定の理論的立場より資源を問題にし或は一定の政策の問題として資源を扱ふ場合に於てはこれを一應明らかにして置く必要がある。この點について私見は、上述した資源の意味において、先づこれを人的資源と自然的資源に區別し、自然的資源は更にその所在によつて陸界資源と水界資源とにこれを分つ。而してこの區別を以て資源の基本的なる分類とする。

水産資源はかかる意味において水界資源であるが、しかし資源が問題にされるのは、前述の如く、單なるその自然的所在或は自然における在り方や自然的性質のみではなく、寧ろそれが國民經濟に對し物質的基礎を授けるといふ點、換言すれば人生のために有用にして且つ利用し得る物質即ち原料を與へ得る點にあるから、少くとも資源といはれる限り、有用性(效用)使用價值をもつと同時に利用性をもつ自然でなければならぬ。尤も有用性或は利用性の如きは何れも相對的のもので人間生活及び科學・技術の發達如何に依存しこれを一概に論ずることは勿論出来ないことである。いはゆる資源の開發とは有用性をもつ自然に對し利用性を賦與することに他ならないが、利用性の賦與は常に技術的並に經濟的制約を受けるがゆゑに、かかる制約の下に於て利用性もち得るもののみが資源たり得る自然である。したがつて、利用性の賦與が技術的に可能であるばかりでなく經濟的に達し得ることを特に明らかにして單なる有用なる自然と區別するために經濟的資源なる言葉を用ひて注意する場合

がある。輸送路或は輸送機關を設けることが困難或は不可能なる地方における埋藏礦物或は漁撈の困難或は不可能なる深海の生物の如きは經濟的資源ではない。勿論、資源を問題にする限り、一定の技術並に經濟的發展段階において經濟資源を扱ふことは斷るまでもない所である。この意味において資源は單にその所在のみならずその有用性及び利用性において區別される必要がある、水産資源もまた他の水界資源より區別される。蓋し水族も鹽も同じく水界より採取される點において異なる所はないが、その有用性並に利用性においては全く異なる所であり、したがつて、これが保護・培養・獲得・開發・利用即ち資源の確保の方策よりすれば全然別個のものとしてこれを扱はざるを得ないからである。而して今後水界に關する研究が進み、水中並に水底における諸物質の有用性が發見され利用性が賦與されるに至らば、かかる區別は更に重要な意味をもつこととなるであらう。勿論今日においても、水産資源を他の水界資源と區別することによつて、資源の性質を明らかにし且つ資源政策の内容を規定する上に重要なことは繰返し述べるまでもない。

資源政策の重要性は資源が國民經濟力の基本的なる因子たるばかりでなく、各個の國民經濟の保有する資源にはその自然的條件により限界があり而も國際間におけるその分布は著しく不平等で國民經濟の維持發展のためには十分でないといふ所に在る。したがつて、各國は資源確保のために經濟的政治的の種々なる方策を講じ戰爭をも敢て辭せない。而してこれらの方策は大別して(一)保有せる資源の保護・培養・開發・利用と(二)他國における資源の經濟的・政治的支配獲得として見られる。

資源の保護培養とは自然的生産力を保持するために、濫獲、濫伐、掠奪農業的諸手段を禁じ、更に人力を以て

自然的生産力を高める諸手段を講ずることである。人工孵化放流、植林、施肥灌漑の如きがその例である。また人的資源については、保健、出生減退防止、勞働保護等の方策がこれに該當する。ただここに注意すべきことは、資源の保護培養が單に技術的問題のみに限られるのではなく、一定の社會的經濟的條件に制約されるを以てこれを克服することが先決問題たることである。例へば水産資源を保持するために増殖施設の如きは技術的に見て有效であるが、經濟的利益の小なるゆゑを以て拒否される場合があり、また漁業者の貧困がかかる施設の有效なるを知りつつもこれに堪えざる場合も少しとしない¹⁾。かかる場合にはこの社會的或は經濟的なる障害條件を除くのでなければ、如何に技術的に可能でも資源の保持は困難といはねばならぬ。

この點については資源の開發利用においても同じことである。資源の開發利用についても一定の技術の發達を必要とすることは論ずるまでもない所であるが、その技術を利用して資源の獲得並に搬出に必要な生産設備がなされる必要があり、またこれを可能ならしむる社會的經濟的條件が備はらねばならぬ。したがつて國家はその必要上、かかる條件を満足せしむるために、從來、これが保護・助長・獎勵策をとつて來たが、最近次第に經濟統制の形に轉換しつつあることは周知の事實である。しかし經濟統制は少くともわが國においては不徹底で、形は統制でも實質は補助金政策の域を脱し得ない過渡的のものを少しとしない。

保護・助長・獎勵策としては、資源開發のための原始産業についてその經營が成立發展し得るやう國家が直接間接に力を賦與する方法をとる。例へば資源開發のため必要な設備資材の輸入に關し特權(免稅或は差別稅の如き)を與へ、或は技術の發達について特別な獎勵をなすが如きは間接なる保護獎勵であり、また經營のため

1) 拙著、水産經濟學附録「沿岸漁業者問題」。

(資金、設備資材、勞働力、生産物等について)保護を加へ補助金獎勵金を與へるが如き、或は競争の防止獨占を許容するが如き(例へば同一産業の經營を限定し、或は同種原料の輸入禁止、輸入制限、保護關稅、等々)は直接的な保護策である。勿論、かかる方策を講ずるのは一國が資源確保を目的とすることによるものであるから、場合によつては、かかる資源について輸出制限乃至は禁止を行ひ、或は輸出稅を課し、母國と植民地との間には差別稅を設けるが如きことは當然の處置といはねばならぬ。

しかし、これらの保護・助長・獎勵策は結局において企業經營における利潤の獲得を確保する點にその基準を置いたもので、直接的に國民經濟力自體の發展をその基準とするものではない。したがつて利潤の保持される限りにおいて國民經濟力の發展も期し得られるので、利潤は保持されるが國民經濟力の發展には一向寄與しないといふ場合も必ずしもなしとしない。かかる場合に、國家は國民經濟全體の立場からその權力を以て直接に經濟關係を支配し、國民經濟力の發展の阻害因を排除すると共に更にこれが進展のために積極的な方策をとる。經濟統制とはかかる性質の政策を指すものに他ならないが、その限りにおいて經濟統制の基準となるものは國民經濟力で、從來の政策が専ら利潤のみを基準とせるに對し敢てこれを否定はしないがなほ國民經濟力を主たる基準とする二本建である所に經濟統制の特質がある。而して經濟政策が經濟統制の形をとるに至つたのは昭和五年の世界恐慌以後のことであり、恐慌克服策として、またこれに伴ふ國策危機に直面して準戰時經濟體制を確立するために採用されたものである。しかし經濟統制も時局の進展と共に強化され、今日においては經濟の戰時體制化とその運用のために全面化且つ組織化されつゝあることは周知の事實である。

かかる意味における經濟統制はそれ自體として方法手段が問題になるが、同時にこれを可能ならしむる條件を満足するものでなければならぬ。即ちその條件とは資源及び市場の確保で、經濟統制は必然に *Autarkie* を要求するものであり、したがつて資源確保の政策も從來の保護・助長・奨励策以上に強力な直接的な權力を以て對することは當然といはなければならぬ。而してそれは生産統制の形において實現されることとなるであらうし、また生産統制によつてのみ實現され得ることである。生産統制の目的とする所は、一定の生産計劃の下に生産を確保することで、その確保の方法としては生産者に一定量の生産を強制すると同時に生産のために必要な資材の供給、生産物の價格維持、その他經營上必要な諸事情について改善保護の處置を國家が講ずることが必要である。今日、新政治體制の合言葉として唱へられる統制の強化は、かかる意味における生産統制を一方において行ふと共に、他方において消費を一定量に制限すると同時に制限した消費量の供給は必ずこれを確保するといふ定量的な消費統制を行ふのでなければ意味をなさないであらう。

何れにしても、かくの如き資源政策の性質とその動向において水産資源の保全開發が如何に行はれてゐるか、またそれは今日の時局下において果して十分であるかどうかといふことを見ることは決して無意義のことではなないであらう。殊に水産資源については、從來かかる見地より検討せるものなく、而も今日においては、國民食糧として益々その重要性を加へつゝあるにも拘らずその供給は必ずしも十分ではなく、水産物の値上りは大衆の生活を壓迫しつつある現状であり、更に魚糧魚肥魚油、藥品、その他代用品製造の原料として水産資源にまつ所甚だ多く、これが供給確保については十分考慮すべきにも拘らず、殆ど看過されてゐる實情である。敢てここに一

般に問題にされぬ水産資源を取上げる所以である。

二

水産資源はわが國において最も恵まれたる資源である。四周の海洋と數多き河川湖沼により水界は豊富であり、漁獲高も世界第一位に在る。¹⁾しかし今日の水産物の需要よりすれば必ずしも十分であるとはいひ難く、日本學術振興會の研究によるも魚類の全漁獲高を國民食糧として供給しても國民に動物性蛋白質を補給するに十分でないといふ計算になつてゐる。²⁾而もこの計算は漁獲された魚類その他の水産動物が一切無駄なく國內で食品として消費されるものとしてなほ不足なのであるから、若しこれが輸出され且つ食品以外の製造原料に用ひられてゐる事實を計算に入れれば更にその不足は大となるものである。尤も漁獲統計そのものが不備で過小の數字を示してゐるから右の計算ほど不足はないとも考へられるが、何れにしても十分でないことだけは槌である。また國民生活の實情から見ても、水産物が豊富低廉に供給されてゐるとは考へられない。殊に最近の如く魚價殊に小賣價格の値上りが著しいと單に大衆の生活を壓迫するばかりでなく、その結果として國民の榮養及び體位に影響する所は蓋し甚大なるものがあらう。時局に對應した消費節約と生活の刷新は重要なことであるが、果して將來の國民の體位保健などが一體どこまで考へられてゐるか疑問である。現に魚價の値上に對し、市場における取引機構のみが問題にされるやうな近視眼的對策で解決され得るであらうか。また一方には水産物はわが國の輸入力を高める重要な輸出品であり、この點について更に世界の市場を開拓しなければならぬし、支那、滿洲國その他東洋市場においては今後益々發展性をもつばかりでなく、圓ブロッツ内の輸出品としてはこれ以上支障なき商品

1) 前掲、漁村對策研究、p. 216。
2) 日本學術振興會、國民食糧の現状、昭和14年。

はなく新東亜建設のため商品として大なる役割をもつものであるが、かかる見地から水産資源の確保を如何になすべきかについて殆ど考慮されてゐない。更に魚糧魚肥魚油の製造原料として、また今日の代用品工業の原料として水産物の需要は一層大となつて來たが、原料蒐集が相當困難な状況に在る。

かくの如き需要の増大の方向に對し、供給の部面は決してこれに伴つてゐない。沿岸漁場における自然的生産力は衰退しても上向してゐる事實は絶対にない。北海道における鯧鮭漁場の荒廢は本州における鱈或は鱒漁場の衰微以上のものである。昭和五六年頃漁村に叫ばれた不漁の聲は今日聞く所とならないが、しかし不漁の事實そのものが解消された譯ではなく、魚價の値上りと別途に貨幣收入を得る機會がつけられたので不漁が漁村民の聲とならないだけの話である。遠洋漁業においても漁場は益々遠距離となりつつあり、このことは近海漁場の荒廢を意味するものに他ならない。而も時局は漁業用資材の不足と漁業勞働力の不足を招來してゐる。これが漁業生産に及ぼす影響も決して僅少のものではない。ところが今日のわが水産業においては、かかる水産資源の重要性と惡條件とに對し何等施す所なく時局の進展に伴ふ水産資源政策は確立されず、舊態依然たるものがある。尤も營利經濟一點張りの時代なら兎に角、現在の如く國民經濟力の増進を根本目標とする政策の段階において、果して水産資源に對し無方策でいゝかどうか疑問に堪えぬ所である。

従來水産資源の保全のために行つて來た方法には種々あるが、これを擧げて見れば次の如くである。

(一) 繁殖保護

繁殖保護の目的とする所は水産生物の繁殖生育を阻害する諸條件を除き或は進んでこれに好適なる状態をつく

り以てその自然的増殖を圖ることに在る。

(1) 漁業制限

(イ) 禁漁期・禁漁場の設定、生物の繁殖生育の期間漁撈を禁止し或は一定の水面を限つて生物の産卵或は繁殖の場所として漁撈を禁止する。府縣令による漁業取締規則によつて多く實施される所である。

(ロ) 漁獲物の制限、一般に稚魚の保護を目的とし、その大いさを規定しそれ以下のものの採捕を禁止する。府縣の取締規則は各魚種によりこれを規定してゐるし、クラブ蟹類採捕取締規則の如きもその例である。しかし、漁業の實際においてかかる取締を勵行することは困難であり、漁業者の自覺を待つより他にこれが徹底を期することは不可能である。したがつて一方取締規則の勵行のため市場その他に検査員を派して検査を施行すると共に他方稚魚愛護の運動を行ひ漁業者の自覺に訴へる方法をとつてゐる。しかし、魚族の減少と漁業者の生活問題はこれが實行を困難ならしめてゐる。

(ハ) 漁具漁法の制限、稚魚を捕獲せざるためまた漁場の自然的生産力を害せざるため漁具漁法を制限し或は禁止してゐる。最も普通の例は網漁具における網目の制限の如きであり、爆發藥使用の漁法を禁止してゐるが如きは漁法禁止の著しき例である。

(ニ) 特殊漁業に對する制限、トロール漁業、機船底曳網漁業の如き漁獲力大なる漁業については禁止區域を定めそれ以外の漁場にあらざれば操業を許さない。汽船「トロール」漁業取締規則、機船底曳網漁業取締規則、等。

(2) 繁殖阻害條件の排除乃至は防止

右の方法は何れも漁業自體が生物の繁殖を害する點についてこれを防止しようとするものであるが、漁業以外に沿岸或は水面上の諸工作が魚族の繁殖を害する場合が少くない。例へば沿岸における都市の發達或は工場の設置のため有害汚水を排出するが如き、沿岸の森林を伐採し魚付林の機能を失はしむるが如き、或は水力電氣の工事のため魚道を閉塞するが如きがその例である。これらについては汚水防止或は淨化の裝置をなさしむるとか、魚付林の保護をなすとか、或は魚梯の築造を命ずるとか種々の方法を講ずるが、實際問題としては漁業及び漁業者の微力のため他産業の壓迫を受け漁場の自然的生産力を保持することは困難の實情に在る。殊に最近における工業の著しい發展は漁業の如きを犠牲にするも敢て厭はざる状態であり、漁業者に賠償をなせば解決される如く考へられてゐる。勿論、かかる事情を止み難き場合とすることもあらうが、單に漁業者が納得するか否かの問題ではなく、國の資源としての水産資源の保全の立場から解決さるべきことである。したがつて、資本家の利益や地方的發展利益のみにおいてそれらの處置が講ぜられることは決して好ましいことではない。現にこの問題は内陸水界(陸水)即ち湖沼河川において或は内灣において特に考慮しなければならぬ。河川湖沼或は内灣における自然的生産力の減退の著しいことは周知の事實である。この種の問題については、地方的處置解決に委せず、國が全體的立場において善處するを適當とする。従來、これら資源愛護の問題が單に地方的問題として或は對漁業者問題のみとして扱はれて來たことは決して當を得たものではない。

(3) 漁場の好條件化

定着性生物の繁殖のため或は洄游性魚族の索餌乃至は産卵のため群游し來る好條件を與へることは漁場の自然

の生産力を増大する所以である。したがつて前掲の悪條件の排除或は防止も一方法であるが、更に積極的に好條件を興へることが効果的であることはいふまでもない。これがために築磯、岩掃除、魚付林の造林、その他魚巢或は産卵適地の開拓造成等の方法をとるのが普通であるが、これらの施設は一應當該漁場の利用者に直接に利益を興へるやうに見えるが、しかし水族は移動するものであり、單に一部分の漁業者のみの利益に限られないから、一定範圍の漁業者が協力してこれが効果の實現を圖るべき性質のものである。後に述べるやうに、今日の漁業の實際においてはかかる漁場施設に對する協同性を缺き、漁業權の下に一定の水面を限り而もこれが相對立してゐる結果多くの効果を期待出来ないし、またこれらの方法が有力に實施されぬ理由となつてゐる。

(二) 養殖

右の諸手段の如く生物の繁殖のため悪條件の排除、好條件の賦與の他に更に人力を以て直接的に生物の繁殖を可能ならしむる方法がある。これが即ち養殖である。

(1) 人工孵化放流

例へば鮭或は鯉の如く人工採卵しこれを育成し稚魚を放流する。この方法は繁殖増加のため最も徹底した方法であるが、技術的に可能な範圍は湖河魚類或は淡水魚の一部に限られ海魚については困難とされてゐる。たゞタコを増殖についてこの方法が成功し實際化されてゐるに過ぎない。今日最もひろく行はれてゐるのは鮭鱒族で日ソ漁業協約においてもこれに關する一規定がある。尤も放流の効果については適確なる成績を示すことは出来ないが、琵琶湖等において行つてゐる放流事業の成績によれば魚族の減退を防止し且つ漁獲を安定化してゐるこ

とは明瞭な事實である。琵琶湖の如きはかかる事業並にその成績の試験研究に最も好適なる水界であり、水産資源保全の諸方策とその基礎たる科擧及び技術の研究のため國家的なる事業を行ふべき所と考へられるが、今日のところでは、かくの如き基本的なる調査研究が全然看過されてゐる状態である。これを以てしても、わが國の水産資源の保全が如何に閑却されてゐるかこれを察知することが出来るであらう。

(2) 繁殖及び育成

カキ、アサクサノリの如くその種場に於てひびを建てるが如き工作をなし繁殖の機會を與へると共に身入場に於て施肥その他により天然餌料の増殖をはかり、その育成をなすが如き方法をとる。最もひろく行はれる養殖の方法である。スツポンの如きは産卵場をつくり、産卵後はこれを育成し、またウナギはそのシラスを採捕しこれを養魚池に育成するがこれらの養殖は何れも事業化し水産養殖事業として經營されてゐる。

(3) 移殖

従來棲息せざる水族或は棲息したるも生産の減退したる水族についてこれを主産地より移し繁殖せしむる方法で、貝類等にはひろく行はれる。淡水魚については霞ヶ浦のワカサギを琵琶湖に移殖し成功せるが如き、また琵琶湖のコアエを各地に移殖し河川におけるアユの減少を防止しつゝあるが如きは顯著なる移殖の例である。

以上の如く、繁殖保護或は養殖により水族の増殖をはかることは技術的な制限があるとはいへ可能であり、また現に實施されてゐる所ではあるが、水産資源保全の目的よりすれば必ずしも十分であるとはいひ難い。寧ろ極端にいへば申譯程度以上に出るものではない。その由つて來る所は、水産科擧の未發達と水産技術の不進歩にあ

るともいひ得るが、一面かかる技術を達成せしむべき社會的經濟的條件にも缺けてゐることを看過してはならない。即ちこれらの増殖事業乃至は施設は多くは地方的に行はれ、甚だしきは一漁業組合の地先水面のみに限られる場合が少くない。然るに前述の如く、水族は多く移動するものであり、潮流に變化があり、或漁業組合が如何に増殖施設に努力するもその効果は全く他の組合に齎されるとか、或は他組合の酷漁により増殖の目的を達せざる場合が少くない。したがつてこれらの事情は自ら増殖事業に對する熱意を失はしめ濫獲を事とするに至るのである。また漁業者の經濟的逼迫は明日の増殖より今日の漁獲が重要であり、かかる施設の效果如何に拘らず無關心であることも想像に難くない所である。したがつて水産資源の保全の目的を達しやうとすれば、水産増殖が可能であり且つその目的を達し得るやうな地盤をつくることにより、重要な問題である。

即ちそのためには、漁業者の經濟及び生活の改善、漁場制度及び漁業權制度の改正、各個漁業組合の經營の改善と強化化、漁業組合の廢合整理と相互聯絡及び協同化、漁業の指導監督制度の改善、水産資源保全の國策樹立等々が必要であらう。

従來、漁場の荒廢即ちその自然的生産力の衰退を以て漁業者の無自覺による濫獲にありとされたが、濫獲が直接原因の一つであることには疑ひないにしても、漁業者がなぜ濫獲を事とせざるを得なかつたかといふことも顧みる必要がある。而してそれが漁業者の經濟及び生活の窮迫に在り、したがつてまた意識的にも低度にあつて漁業經營が全く掠奪的ならざるを得なかつたといふことも考へられる。この意味で漁業者の經濟及び生活を改善することが急務であり、その方法としては漁村協同組合としての漁業組合の組織及びその經營活動による他はない

といふのが一貫した私の主張である。¹⁾

しかし如何に漁業組合を組織しても組合自體にその機能がないとか或は組合の經營において當を得なければ漁業者の經濟及び生活に寄與する所はないであらう。この點については既に屢々漁業組合について論じたからここには觸れないが、その基本的な問題として今日の漁場制度、したがつてまた漁業槽制度が漁業組合の十分なる活動を阻害し、また資源保全のために障害をなしてゐる點である。この點については別稿に詳述するつもりであるが、今日の漁場制度は種々の角度より研究さるべきである。しかし、これらの問題は結局する所、水産資源について國家が幾何の價値を認め、従つてまたこれが保全について如何なる國策を樹立實行せんとするかに在る。

水産の重要なことは何人も異存なく唱へ來つたところである。しかしながら唱へられた程に水産に何がなされたかといへば問ふまでもない所である。水産資源の確保のために幾多の増殖事業の獎勵助成がなされて來た。しかしそれは根本國策において行はれたものでなく増殖が必要だといふので獎勵金補助金を與へたものに過ぎず、それが資源保全のためにどこまで効果的のものであつたか現状が最も正直に語る所である。資源政策が補助金政策から生産統制に轉換せねばならぬし、またさうした傾向をとりつゝある時、水産資源の保全について如何なる政策を遂行しようとするのであらうか。